

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">次の a 及び b に掲げる株券の区分に従い、当該 a 及び b に定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">b TOPIX100（株式会社東京証券取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から同取引所が選定した 100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同取引所が算出するものをいう。）を構成する株券で当取引所に上場する株券（発行日取引及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">1 株につき、当該 1 株の値段が、1,000円以下の場合には10銭、1,000円を超え<u>3,000円</u>以下の場合には50銭、<u>3,000円</u>を超え1万円以下の場合には1円、1万円を超え<u>3万円</u>以下の場合には5円、<u>3万円</u>を超え10万円以下の場合には10円、10万円を超え<u>30万円</u>以下の場合には50円、<u>30万円</u>を超え100万円以下の場合には100円、100万円を超え<u>300万円</u>以下の場合には500円、<u>300万円</u>を超え1,000万円以下の場合には1,000円、1,000万円を超え<u>3,000万円</u>以下の場合には5,000円、<u>3,000万円</u>を超える場合は1万円とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買シ</p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">次の a 及び b に掲げる株券の区分に従い、当該 a 及び b に定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">b TOPIX100（株式会社東京証券取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から同取引所が選定した 100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同取引所が算出するものをいう。）を構成する株券で当取引所に上場する株券（発行日取引及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">1 株につき、当該 1 株の値段が、1,000円以下の場合には10銭、1,000円を超え<u>5,000円</u>以下の場合には50銭、<u>5,000円</u>を超え1万円以下の場合には1円、1万円を超え<u>5万円</u>以下の場合には5円、<u>5万円</u>を超え10万円以下の場合には10円、10万円を超え<u>50万円</u>以下の場合には50円、<u>50万円</u>を超え100万円以下の場合には100円、100万円を超え<u>500万円</u>以下の場合には500円、<u>500万円</u>を超え1,000万円以下の場合には1,000円、1,000万円を超え<u>5,000万円</u>以下の場合には5,000円、<u>5,000万円</u>を超える場合は1万円とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>

ステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成27年9月24日以後の当取引所が定める日から施行する。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(連続約定気配の表示)</p> <p>第14条 当取引所は、急激な価格変動を抑止する観点から当取引所が必要と認めるときは、取引参加者端末装置への一定の表示（以下「連続約定気配表示」という。）を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成27年9月24日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(連続約定気配の表示)</p> <p>第14条 当取引所は、<u>一の呼値による</u>急激な価格変動を抑止する観点から当取引所が必要と認めるときは、取引参加者端末装置への一定の表示（以下「連続約定気配表示」という。）を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>